

審議会会議録

審議会等の 名称	第 2 回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	令和 6 年 1 0 月 1 1 日 (金曜日) 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 3 0 分まで
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3 階 第 1 会議室
議題	(1) 事業仕分け
出席委員 欠席委員	出席委員 1 0 名 高梨 文彦会長、清水 治副会長、伊藤 清美委員、 宇野 睦子委員、小倉 妙子委員、佐々木 尚孝委員 竹林 成熙委員、中村 昌博委員、廣瀬 啓司委員、 若山 陽子委員 (途中退席) 欠席委員 0 名
公開・非公開 の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	1 人
審議の概要	開会 【事務局】 委員総数 1 0 名に対し過半数を超える 1 0 名の出席があり、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき会議が成立していることを宣言した。 【会長】 あいさつ 傍聴希望者の確認 (傍聴希望者 1 名) 【会長】 配布資料について事務局の説明を求めた。 【事務局】 配布資料についての確認を行った。

【会長】

3つの事業が選定された理由について事務局の説明を求めた。

【事務局】

今年度は3事業を選定した。

まず、1つ目の緊急通報体制支援事業については、対象者が限定されており、民間事業者でも実施されていることを理由に選定した。

次に2つ目の商工業振興事業補助金交付事業（特定創業支援等事業）については、費用に対して効果がみえにくいこと、対象者が限定されていることを理由に選定した。

3つ目の自分史作成補助金交付事業は費用に対して効果がみえにくい点や、対象者が限定されており、また当初の目的や意義が失われつつある事を理由に選定した。

【会長】

3つの事業が選定されたことについての質問や妥当性について、年明けに大綱の年度報告と合わせてこの事業仕分けの振り返りを行う際に意見を伺うことを確認。

本日の進め方についての確認をした。

案件1：緊急通報体制支援事業について

【会長】

案件1の審議に入る前に担当課の地域福祉高齢課の職員の入室について案内した。

～地域福祉高齢課 部長、課長、職員1名入室～

事業概要についての説明を事務局に求めた。

【担当課】

案件1「緊急通報体制支援事業」について評価シート及び配布資料に沿って事業概要、担当課の評価についてについて説明をした。

＜シート掲載内容以外の点についての説明＞

- ・協力員の人数を把握しているかとの事前質問について

全人数の把握はしていないが、申請者の協力員が誰かということは把握している。

- ・1人暮らしの高齢者には協力者を3名探すのは難しいとの意見について

現状は協力者が1名でも申請ができるように運用している

民生委員を通しての申請の場合は、協力者1名に民生委員になっていただくこともあるが、自主的な申請の場合は、頼める人がおらず申請を断念されるということも残念ながらある。今の委託契約では協力員は必須となっている。

- ・報告として

来年度に向けて委託業者から、協力員がいなくても利用できる駆け付けサービスを提案されている。協力員になってくれる人がいなくても、あるいは協力員が不在の時でも、夜間でも委託業者の警備員が対応してくれるという提案であり、大変良い提案であるので、担当としても検討したいと思っている。

・要綱の協力員の委嘱について

実情としては、申請時に近隣の協力員をお知らせいただくもので委嘱はしていない。運用状況に合っていないため要綱改正の必要があると考えている。

・コストの面での他市との比較

他市は伺い電話がない、固定電話回線があることを前提としている、逆に、携帯型のみであるなどの制限があるが、当市は大抵の状況に対応できており、設置、撤去も含めて妥当な額となっている。

・75歳を過ぎても外出する方が多くて有効性が疑問という意見について

確かに元気な高齢者が多くいらっしゃるが、この事業の対象者は1人暮らしの方で、在宅で見守りの人の目が届かないときに何かあった場合を想定している。民生委員が見守りを必要と考え、本人の状態が心配というところのほか、緊急時に駆け付けられない距離に家族が住んでいる方や、駆け付けられない事情がある方、中には安全確認をしない無関心なご家族、いろんな境遇の方がいらっしゃる。市の高齢施策としてどんな高齢者も安心して暮らせるまちづくりを進めており、24時間365日対応できる体制は有効性があると思う。

【会長】

引き続き財政部局による評価についての説明を事務局に求めた。

【事務局】

事業評価シートに沿って財政部局の評価について説明した。

＜シート掲載内容以外の点についての説明＞

- ・対象者にとっては有効性、必要性はもちろんあると考えており事業廃止については考えていない。
- ・市がどこまでのサービスを実施すべき事業なのかという点について精査する段階にあると考えている。緊急通報については1人暮らしの高齢者にとっては大変有効なものだと思えるが、健康相談サービスについては、1人暮らしの高齢者のみならず、誰でも受けることができればいいサービスであり、市が税金を使って一部の方に提供すべきサービスであるのかという点が疑問である。月1回の確認電話については、1人暮らしの方のうち身寄りのない方については必要だと思えるが、離れて暮らす家族がいる方にまで必要性があるかという点について精査すべきではないかと思える。

【会長】

審議の流れ（質問、意見を概ね2分程度一旦全員発言し、そのあと順に追加の質問とする）について確認した。

【A委員】

以前はもとす広域連合の介護保険を財源としていたが、平成30年度から一般財源に変わったということだが、どういう経緯で一般会計になったのか。また、先ほど説明の中にあった「協力員」というのは、いま自治会の方で募集している「見守りの協力隊」のことを言っているのか、どういう方なのか。

【担当課】

高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業、地域支援事業の中に、この緊急通報体制の整備事業もメニューの1つとなっており、他市町では今もこの緊急通報体制

の整備事業を介護保険の地域支援事業として取り組んでいるところもある。

当市では現在、配食サービスでその財源の枠を全て使っており、緊急通報事業まで賄うことができないので一般財源に移行した。

また、「協力員」については「福祉協力員」とは別のものであり、この申請のために近隣の方などをお願いしていただくものである。

【B委員】

この事業の必要性や目的については担当課からの説明で十分理解できる。この事業は利用する高齢者の方にとってプラスになるとともに、民生委員や協力員の地域での見守り体制を進めるための1つの方法として、民生委員や協力員の負担も軽減できると思う。

瑞穂市が誰ひとり取りこぼしのないように、すべての市民が幸せに生活できることを目指す市であるということは十分理解しており、見守りの仕組みを進めていく中でこのシステムはどうしても必要だという点がもう少し明確になると、ここに書いてある担当課としての評価Aも十分納得できるのではないかな。

財政部局の方の効率性の方にも書かれているが、より多くの高齢者に安心を分けていくためには、利用者の費用負担を求めていくことも1つの方法である。ただし経済的に余裕のない方に対しての調整やトータルコストも含め行政としてよく検討したうえで、もう少し全体の中でこの事業が必要かどうか十分検討が必要だと思う。

また、この緊急通報件数の中で、命が救われたという事例があるかという点、あるいは二百数十件の相談件数の内容がその目的や必要性に合致したものであるかどうかという点を質問したい。

【担当課】

相談の内容について、件数は把握しているが、内容については報告を受けていない。ただ最近、めまいや動悸があるという相談があり、救急車が必要だと判断をして緊急搬送をした案件があった。

全部の案件が救急搬送につながるわけではなく、家族に連絡をしたり、協力員に連絡をして様子を見に行っていたりすることもあり、相談内容については把握をしかねる。

【B委員】

委託事業者の方から相談内容についての報告はないということか。

【担当課】

緊急通報として搬送された場合は、症状や救急車の要請についての報告がある。そのときは後の伺い電話の時の様子について聞く場合はある。

【C委員】

私は民生委員と福祉協力員の経験があり、その立場も踏まえて話をしたい。

民生委員も高齢化してきており、その中で見守りを続けているが、相談件数も多く負担は大きい。日中の相談はもちろん、21時、22時という遅い時間に、心配だからと要請を受けて訪問したこともある。私たちも高齢になるにつれて、本当に心配なのは日中ではなく夜が多い。心配なことがあり誰かに相談したいときに、1人暮らしの方は不安が増してくる。そういう場合に市役所に対応を求めるにしても、職員の負担も増えてくるし夜間に対応できない。そういう点を踏まえると、こういうシステムを廃止するのは時期尚早である。

その中で、費用的な面はまだ検討の余地があると思う。今後財政的に負担になってくる中で、例えば地区に負担を求めることもでき、それらについては分析をして決めてほしい。

また、私が家で使っているシステムを紹介すると、無料でネット上での見守りができ、家の様子も見られる感知システムというもので3台置いている。こちらから話をすることもで

き、返事をすることもできる。そういう他のシステムもあるので、担当部局の方で研究をしてほしいと思う。

次に質問ですが、利用の要件を少し緩和された中で、なぜ件数が減ってきているのか。

民生委員の時も、むやみにこれを勧めているわけではなく、自分の担当の中で必要である人に案内をしていた。そういう人たちにこういうシステムを周知して、利用者がもう少し増えていくと、より高齢者にとって安心ではないかと思う。

また、財政部局が「対象者が限定される」という表現をしたが、そういう表現をされると、ほかのシステムに対しても特定の人だけに、例えば高齢者にとっては、子どもの補助に対しても必要ではないと捉えられてしまうので、そういう表現はいかがかと思う。これはもちろん高齢者にとって必要であるが、これから瑞穂市の福祉において何を重要視するかの中で、高齢化社会においては必要ではないかという判断をしていただいた方が、財政部局の判断としてはいいと思う。

【会長】

対象者が年々減っている理由について担当課に説明を求めた。

【担当課】

1 年間の中で入所したりお亡くなりになったり、様々な事情により増減があり件数が落ち着いている。また、スマートフォンで簡単に外部と繋がることできるという環境は利用者が減っている要因になっているのではないかと感じている。

【D委員】

独居の方で近隣に知り合いがいない方は、特別に保護的なものが必要だと感じる。ただ、少し離れたところに家族や、お子さんがいる方は、その方たちもある程度意識を高めていただくということも必要で、すべて独居の方に同じようなサービスを提供するということは必要ないと思う。

各地区に民生委員の中には高齢の方もいると思う。その地域に住んでいる方でしか分からないこともあると思うので、そういう方々がある程度細かく見ていただいて、緊急通報のサービスが必要だとか、スマホが使える方は利用していただくなど判断していただいて、民生委員の方の負担を減らしていくためにはこういうシステムも必要と思う。

【E委員】

私は民生委員として活動しており、この緊急通報装置を積極的につけてもらっている。二十数名の方の独居の高齢者のうち、半数程度は必要な方と判断し勧めて現在 7 人の方がつけている。電話をスマートフォンに切り替えたため困らない、近所に親しい方もおらず友達に連絡員を頼んでもお互い高齢のため困る、などの理由から拒否された方もいる。また、夏に畑に行き熱中症になりかけて連絡しようとしたが、家に緊急通報装置を付けていても通じないので困ったという事例もある。

このような状況から、皆さんが安心安全で暮らすために、ある程度対象者を絞って、システムを変えて、もう少し有効なものにしていく必要はあると思う。

長い間実施している事業なので、もう少し議論をして、生活に余裕のある方は自分で契約してもらうなど対象者を絞る必要がある。

またシステムも、郵便局、電力会社等あらゆる業種も実施しており、何かあったときにすぐ通報できる体制を取っている。スイッチのオンオフや、トイレの回数によって確認するシステムもあるので、他のシステムも検討しこれから 1 年とか 2 年の猶予を置いて見直して、本当に必要な人の把握や、どういうシステムにしたら取りこぼしがなくなるのかということを検討し、もっといい施策に変えていけたらよいと思う。

【F 委員】

私の住んでいるところは古い団地で高齢者も多く、夜中でも救急車が鳴ることがあるが、緊急通報のセンターへ通報が行くのは一方通行なのか、自分の状況は話すことができるのか。

【担当課】

話すことができるが、ただボタンを押したただけの場合は救急の要請をする。

【F 委員】

認知症の方などで自分が置かれている状況を正確に説明ができない場合などもあるでしょうし、そういった面からはもう少しシステムを改善する余地はあるかもしれない。

ただ、制度自体は必要だと思う。人間というのは全て生きているものは年をとっていく、その時代に合った運用システムを作っていくことは必要だと思う。

【G 委員】

令和 5 年度の対象者が 202 名で、相談件数が 280 あるため、平均で 1 人当たり 1 回から 1.5 回ぐらい相談していることになる。この相談件数の 280 件は緊急通報につながる相談だったのか否かは、どのような形で把握しているか教えてほしい。

また担当課の今後の方針の欄に「ひとり暮らしの高齢者の方が不安を覚えるような命にかかわる緊急事態のとき」との記載があるが、相談件数 280 件についてどのような捉え方をしているのか、相談件数ではなく、緊急通報件数として需要があると判断しているのか。

比較参考の欄に、個人で契約したときの金額があるが、単身高齢者の方が自ら契約にはなかなか至らないと思うので自治体が負担することはいいと思う。ただ、別紙にある他市との比較で、例えば山形市が 1,170 円で費用計上されており、瑞穂市の場合 1,790 円で、これは固定も携帯も 1,790 円で同額なのか、この費用をほかの市町村と同額程度に下げる目標はあるのか。

【担当課】

相談件数と緊急通報の件数は別であり、それぞれの件数の報告を受けている。この事業は安心センターからの安否確認と、押すことによって発信できる緊急通報と両方備わっている契約になっている。

また他市町の、例えば各務原市は直接消防署につながる古いシステムである。当市も以前はこのタイプのシステムで、今は安心センターに一旦繋がって、そこで精査されたうえで救急車が要請されるというシステムになった。

他市町がどういう状況かは詳しく分からないが、対応に差があり、例えば固定の電話回線がないとできない、光回線なら利用できない、などの場合もある。瑞穂市は例えば、当日現場の状況に応じて対応可能であり、割高なのかもしれないが、他市町より融通が利いて手厚いサービスだと思う。

【H 委員】

私も事業としては必要だと思う。必要性を認めたうえで事業費の削減が可能かと考えたときに、1. 対象者の絞り込み、2. サービスの省略、3. 機械について改善の余地があるか、という点を考える必要がある。対象者の絞り込みで所得を基準とすることも、財政部局の方から意見があるかと思うが、近隣市では大垣市以外は所得での基準はないという事でよいのか。

【担当課】

毎月の利用負担額としては、大垣市以外は利用者の負担はない。

【H委員】

近隣市が所得を基準にしていなくて瑞穂市だけ基準とすることは気になる。所得があれば余裕があることになるかもしれないが、他市がやっていない中で当市だけやることはいいかなものかと思う。

サービスの省略については、健康に関する相談は若い方にとっては軽い相談だが、高齢者の方にとっては重要で必要なのではないか。確認の電話についても、利用者にとっては安心感があるため、サービスの省略は厳しいと思う。

最後の機械については、工夫の余地があるのであれば改善が可能かと思うが、使い勝手や状況、室内の環境などを考えると難しいかとも思う。この事業評価シートや資料だけで判断が難しいので実状を見て、具体的に考えてほしい。

【I委員】

事業内容としては必要な事業だと思う。今後特に高齢者が増える見込みもあり、未婚の方や子どもがいない方など、独居の方が増える確率も上がってくる。そうなった時にこのままでは費用がかかりすぎるなど問題が出てくるので、所得に応じてという基準は必要かと思う。

また、対象者に対してこの見守り体制について周知されているのかが気になる。

対象者が今 200 人であり、65 歳以上の 1 人暮らしの方となっているが、最近は元気な方が多いので、1 番年齢の低い方は何歳くらいなのか。高齢化により現在は 80 歳でも元気な方がいらっしゃるような時代であり、その中の 65 歳と、この制度を作ったときの 65 歳の方とは状況が違うので、対象年齢をあげるような見直しをするのもよいと思う。

あと、見守りが必要とされる方という事で選定をされていると思うが、必要とされる方の基準が少なく、例えば「近くにお子さんがいない」などの項目はこの対象には含まれていないので、対象者の基準を増やし分かりやすいようにした方がよい。

また、お子さんが近くにいるのか、市内にいるのか、県内にいるのか、他にお子さんによってもすぐ来ることができる方や、まめに連絡されている方もいる。そういう状況の精査はしているのか気になる。

また、協力員さんがいなくても駆けつけられるサービスの検討もしているとの事だが、金額はどの程度か。

【担当課】

対象者には、65 歳以上の 1 人暮らしの方だけではなく高齢者単身世帯に準ずる世帯の方や、身体障害者手帳の交付を受けている単身世帯の方もいるので、元気な 65 歳以上の方はほとんど利用がない。

窓口申請にみえたときに、伺い電話がある旨を伝えると申請をやめる方もおり、民生委員が訪問して心配な場合などに民生委員の協力を得て申請される方が多い。

ご家族の形態については様々で、同じ市内や近距離でも無関心なお子さんもいる。

また、駆け付けサービスについて、業者からの提案は 1 件当たり 60 円プラスである。

【J委員】

利用者あるいは民生委員の方からこの事業について実際に関わっての評価やアンケートなどは実施しているか。

【担当課】

この事業についてのアンケートは行っていないが、昨年度老人福祉計画の策定の際に高齢者に対して必要なサービスのアンケートは取っている。

結果としては、定期的な自宅訪問や、安否確認のサービスを 34.8%の方が必要だと回答し

ている。また在宅で生活をしている要支援、要介護の方に在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスについて尋ねたところ、見守りや声掛けを必要と回答した方は10%ほどあった。

【Ｊ委員】

この事業を契約する場合には、この金額というのは固定費の部分が大きいですか。それとも契約件数が、増えるほど契約の金額が上がってくるような料金設定になっているのか。

【担当課】

緊急通報、相談通報とお伺い電話のセットで、設置費、撤去費すべて込みで1件の単価となっている。

【Ａ委員】

この事業の対象については、①～③が記載してあるが、3つすべてが該当しないといけないうことか。また、65歳以上で1人暮らしが1,781人と書いてあり、もう少し多い気がするが人数は間違いないか。

【担当課】

対象①～③のいずれかに該当される方が対象となる。人数については民生委員さんにお配りしている名簿をもとにした数字である。自ら申請される方もいるが、ほとんどが民生委員さんを通じて、勧められて申請される方である。

【Ａ委員】

民生委員が勧めているということは必要ということ。必要性ということは大いということですね。

【会長】

他の意見を求めた。 ～なし～

～採決記入 ・ 事務局により評価用紙回収 ・ 会長副会長による集計～

1番の現状のまま継続が1名、2番の改善しながら継続が9名である。

これ以上特に1つの意見にまとめるということはないため、これが委員会の回答となる旨を確認。

案件2：商工業振興事業補助金交付事業（特定創業支援等事業）について

【会長】

案件2の審議に入る前に担当課の商工農政観光課の職員の入室について案内した。
～商工農政観光課 課長入室～

事業概要についての説明を事務局に求めた。

【担当課】

案件2「商工業振興事業補助金交付事業（特定創業支援等事業）」について評価シート及び配布資料に沿って事業概要、担当課の評価についてについて説明をした。

【会長】

引き続き財政部局による評価についての説明を事務局に求めた。

【事務局】

事業評価シートに沿って財政部局の評価について説明した。

【I 委員】

これは全 6 回となっているが、全部出席しないといけないのか、講座を選択できるのか。

【担当課】

税優遇の対象になるのは 4 回以上のため、最低 4 回は出席する必要があるが、必ず何回出席しなければいけないという決まりはない。出席率はよいとは聞いている。

【I 委員】

事業としては、若い人たちが瑞穂市に来て仕事をしてくれることや、市に若い方がとどまってくれることを考えるとやはり必要かと思う。

ただし 6 回という回数が他市町と比べて多いと思う。時間が結構長く手厚くフォローアップもある。回数によって金額が変わってくると思うので改善するならば回数を減らすこともできると思う。

【H 委員】

商工業を営むものとして意見を述べさせてもらう。今ものすごく大廃業時代に突入しており、事業者数は右肩下がりであり、手をこまねいていれば事業者数は必ず減少するという時代に入ってきているかと思う。

そういう中で創業者数がなかなか思うように伸びないから削減というのは安直ではないかと思う。創業者数は確かに結果ではあるが、自己資金や借入までして創業するということの重みを考えると、数がほかの市に比べて少ないということをダイレクトに結びつけていいのかと疑問を感じる。

また、この事業は地元の朝日大学とも連携して取り組んでおり、朝日大学の先生にも講義をしていただき、大学との連携という目にみえない効果があることをお伝えしたい。

1 つだけ質問ですが、他市との連携について財政部局から意見が出ているが、補助金を使っている事業で連携するということが可能なのかどうか教えてほしい。

【担当課】

実際に大垣市や本巣市など連携して実施しているところがあるので可能である。ただ、そのあとのフォローアップや、商工会への加入につなげるという点を考えますと、市単独の方がいいのかなと思う。

【H 委員】

人口が増えている市ということは、もちろんビジネスチャンスが増えているということだと思う。人口減少している他の市町と単純な比較をするのはいかなものかなと思う。

商工会に聞いた話では、創業塾は女性の申し込みが多いということで、後押しをすること必要なことではないかと思う。

【G 委員】

この事業は言い換えれば投資かと思うが、その後の創業者の方の経過や、どのような形で新しいビジネスモデルの創業につながっているか、また雇用の創出にどのような形で寄与されているのかという点を教えてほしい。

【担当課】

商工会が取りまとめたデータによると、雇用率等のデータはないが、業種としては美容、雑貨、デザイン、飲食など、多種多様な業種が展開されている。

過去 7 回の間に 6 法人設立されており、例えば、税収の面から見ても均等割で 5 万円入り、売り上げが高ければその分の法人住民税が歳入として入ってくることになる。個人事業主も多いが、今のところ廃業されている方が 1 人だけで、順調に事業を継続されており、税収から見ても効果は非常に高いと感じている。

【F 委員】

創業した業種はどういう分野か。また、みなさん商工会に入られたのか。

【担当課】

雑貨屋、医療系、写真屋、デザイン系、経営コンサル、多いのは飲食系ではあるが、様々な分野に展開されている。商工会に入っていない方もいるが、半分以上は加入されている。

【F 委員】

例えば、物を作って売る場合、作ることが好きで良いものを作っても、マーケットでは生業として成り立たないことが多々ある。

それを考えると、瑞穂市で講座を受講してフォローアップを受けても、起業はマーケットの大きいところではないか。その辺に問題があるのではないか。

【担当課】

この講座の事業は近隣の市町村でもやっており、例えば瑞穂市で開業し、税優遇を受けたい方は瑞穂市の講座を受けないといけない。大垣市で開業されたい方は大垣市の講座を受け、証明をもらうことになる。他の市町で講座を受けた方が瑞穂市でいい場所を見つけたりして開業するパターンや、瑞穂市で講座を受けた方が他市町で開業するというパターンの中にもあると思うが、基本は瑞穂市で受けられた方は瑞穂市で開業する方が多い。

【F 委員】

名古屋市はかなり前から起業したい方々が集まり交流する「スタートアップセンター」を設置している。やはり需要であるマーケットの大きさを考慮すれば、起業希望者は名古屋市に注力するのではないか。

【担当課】

当然大都市圏の方が商業圏として大きいのでそちらに行かれる方もみえると思うが、市としては市内の事業者を増やして活性化を図りたいと思っているので、できるだけ市内で創業していただきたい。

【E 委員】

募集 20 名だが応募が多い場合は試験などがあるのか教えてほしい。

【担当課】

募集は 20 名としているが、実際の参加者はもっと多く 36 人という年もあった。

基本的には申し込まれた方はすべて受け入れている状態。ただ、初回の開講式の出席者をカウントしているため、20 名程度の受講者となっているが、申込者は全部を受付している。

【E 委員】

これは完全に無料で受講できるということだが、知人がこういう関係の仕事を以前してお

り、無料だと成果が出ないから有料にし、毎回受講者から講師の評価をしてもらい、評価に応じて講師を入替し、最終的にはとてもよい講座となるということだった。

この創業塾は1日に4講座あり、これを全部受けると結構な量があり大変だと思う。無料で講座を受け、創業したときに成功例を出したら金銭的に戻すという仕組みはないのでしょうか。

【担当課】

そのような仕組みはない。

【E委員】

無料でこれだけ受けられ、フォローアップもしてくれるといたら大変よい制度だと思う。実際創業された方から見るとやった方が得である。これは瑞穂市で受講して拠点は瑞穂市に置き、ネット事業で全国に広げていくことも問題ないか。

【担当課】

問題ない。

【E委員】

わかりました。この成果は少ないが、何とかその中で評価をしっかりと続けていった方がいいと思う。

【D委員】

自分自身も起業しており、毎回創業塾のチラシが入るたびに自分の知らないことを教えていただけるこの事業はとてもよいと思っている。女性の方の起業が多いということだが、結婚や子育てより仕事をしていきたい方が近年多いということもあり、需要が高まっているのかと思う。

これだけ手厚い事業であるので、受講生の方の評価も必要であり、また次年度に同じ講師を呼ぶのかなど判断をして、きちんと評価していくことがやはり必要だと思う。

これだけ瑞穂市がお金をかけているので、起業された場合にぜひ商工会に入られるとよいが、商工会に入る方のメリットや入らない方のデメリットとかいうのはどのようなか。

【担当課】

講座に対してのアンケート調査は毎回行っており、アンケート結果から見ると皆さん大変満足されている。商工会への加入の有無は任意だが、創業塾の主催が商工会でフォローアップのとりまとめも商工会がやっているの、商工会の加入のメリット等については当然説明がされている。メリットとしては様々な情報が素早く入る、優遇のある保険に加入できる、講座のセミナーも参加できるなどのメリットはあるので、そのあたりのPRはされてみえると思う。

【C委員】

この事業は瑞穂市を活性化する、若いまちと言われる中でその若い力をもっと引き出すような事業だと思っている。

その中で、今どこの事業でもある程度の費用の負担がある。自分が教育委員として関わっている教育委員会の事業でも、以前はほとんどが無料だったが今は講演などでも参加料をいただくようになっている中で、起業をしたいというある程度の気持ちがある人を絞り込むためにも費用負担をいただくべきかと思う。

他には、講師の評価を講師の絞り込みに利用したり、講座内容の希望アンケートを取ると良いと思う。

この事業の案内は広報に入ってくるが、例えば大垣市の人で瑞穂市で起業したい人はどのように周知しているのか。

【担当課】

他市町には商工会経由の紹介などで周知している。

【C委員】

この講座を受けている人の年齢層はどんな感じが教えてほしい。

【担当課】

受講者の年齢は毎回統計をとっており、直近だと 20 代から 60 代であるが、一番多いのは 40 代で、男女別で言うと女性の方が多い。昨年に比べると男性より女性の方が 4 倍多い。

【C委員】

そうすると誰でもいいような講座の内容ではなく、講師の選択も変わってくる気がする。瑞穂市を活性化することは商工会の仕事だが、他のまちのほうが活気あるように思えるので、何か事業として魅力があるような街にしてほしいと思う。

【B委員】

起業セミナーやスタートアップ事業など、官民間問わず様々に展開されている中で、あえて瑞穂市が事業とし、商工会がそれを実際に運営し、この創業塾がフォローアップも含めて、地域密着型で実施できているという点についての効果は評価できると思う。しかし、市の活性化につながって、それが最終的に市民に還元されるころまで行ったとき初めてこの事業の成果と言えるのかと思う。

これは計画年度が令和 8 年の 5 月までとなっているが、再申請することになるのか。

【担当課】

再申請を予定している。

【B委員】

進めるべき事業なのか、また費用も含めてどうしたら持続可能な事業として今後進めていけるのかという点をさらに考えていくことが大切と思う。

各市町が同様の事業を実施している中で、補助事業の縛りや商工会同士の連携が必要になるかもしれないが、例えば財政部局の必要性の評価にもあるように旧本巣郡での連携や、直接の集合型もよいが、オンラインや集合型とオンラインと合わせたハイブリット型などの形で進めることによって、限られた事業費の中でそれを分担し、より多くの希望者が参加出来て、参加した人たちのネットワークができ、さらにそれが起業に結びつくことにもつながると思うので、そういった点を大変期待している。

それと同時に創業できた方にとってはもちろん事業効果は大きかったと思うが、残念ながら創業につながらなかった方にとってこの事業はどうだったのかという点も見直し、振り返りをしていくことで、例えば直接創業に結びつかなかったけれど、将来的に創業に結びついていく効果があったとか、令和 3 年度に受けたけれど、実際には令和 7 年度に創業したとか、そういう追跡的な面でこの事業が何年か続けている中の成果としてどうだったのかという点を見ていくことが大切だと思う。

【会長】

担当課に見解を求めた。

【担当課】

追跡という点では、今あげている実績は創業塾を受けられた方の実績であり、例えば講義を受けて3年後に起業された方の把握はできており、追跡はできている状況である。

【A委員】

案内チラシをみると主催はあくまで商工会で、朝日大学と朝日大学マーケティング研究所が共催、あくまで瑞穂市は後援になっている。補助金交付事業ということで商工会がやっているが、商工会には1千万円近くの補助金を出していると思う。補助金の交付事業として全く別でやっているのか。

【担当課】

まず創業支援の計画を立ち上げる段階で、大学、商工会、金融機関に集まっていた。その中で商工会は4回の講座を費用を抑えてできるということで、事業としてお願いして立ち上げた。最初から商工会がやっていた事業に補助金を投入したのではなく、事業を立ち上げたことによって市から補助金を交付することになったものである。

【A委員】

商工会の補助金を別に出しているなら、わざわざ別に予算を組む必要はなく一体にすればいいと思う。主催が瑞穂市で、協賛して商工会にやってもらっているならば話は違うが、主催として商工会がやっているのに、なぜ別の補助金として出しているのか。

【担当課】

要綱の中で商工会に補助を出せる項目を定めており、市の条例で基本政策として創業支援に係る政策を設けて事業を行うこととしたので、あえて補助枠を別で支出している。

当然、商工会が1千万円の中でこれもできるということであれば1千万円の中でやりくりしていただくということは市にとってはありがたいが、やはり講師の謝金等が当然かかるので、別枠で補助金として交付している。

【A委員】

財政部局の方への質問としては、令和5年度にフォローアップもやるとのことで135万に補助金額を上げ、今年令和6年度もまだ年度途中の中、また、令和8年の5月31日までの計画期間となっている中で、事業仕分けの案件とすること自体が早すぎるのではないか。

【事務局】

事業開始が平成28年度であり、確かに増額したばかりではあるが他市と比べて回数が多いのではないかと内容を見直すべく事業仕分けに出させていただいた。

【A委員】

令和5年度に135万に増額したばかりのものをもう1回見直せということは、少し理解しがたい。時期尚早であり、様子を見たほうがよいのではないか。

【事務局】

ご指摘どおり補助額を増額したばかりではあるが、計画が令和8年5月31日までになっており、次の計画も立てる必要があり、早い段階で見直しをしていかないと終了間際には間に合わない。今のうちに皆さんからご意見いただき、次の計画に活かしていけるとよいという点から、今回案件として上げさせていただいた。

【J委員】

仕組みの確認をもう 1 回したい。瑞穂市内で創業し、優遇を受けるためには瑞穂市で行っているこの創業塾を 4 回以上受講することが必要であり、他市が行っているものでは瑞穂市内で創業するときには優遇は受けられないということによいか。

受講者の自己負担について、これは検討されたことはあるのか。

【担当課】

仕組みについてはその通りである。自己負担について検討したことはない。有料としている市町村もあるので検討することは可能ではある。

しかし、先日開講式に行った際、創業したいというのはまだ決まっていないが参加したという方もおり、有料にするとそういう方を排除することにつながると思う。間口を広げて、受講していただいた方に明確なビジョンを持っていたら創業につながるのではないかと考える。今のところ担当課としては有料化について検討はするが、無料のままとしたいと考える。

【J 委員】

とりあえず聞いてみようという方はこの 36 時間の講座は全部受講されるのか。

【担当課】

人によりまちまちだとは思うが、一応申し込まれた以上意識はあると思うので、冷やかして参加する方よりは非常に前向きな方が多いと思う。全員自己紹介をされるが、聞いていても非常にまじめに受けたいという意識は感じ取った。

【会長】

他の意見を求めた。 ～なし～

～採決記入 ・ 事務局により評価用紙回収 ・ 会長副会長による集計～

1 番の現状のまま継続が 3 名、2 番の改善しながら継続が 7 名である。

これ以上特に 1 つの意見にまとめるということはしないため、これが委員会の回答となる旨を確認。

案件 3：自分史作成補助金交付事業について

【会長】

I 委員退席のため、9 名の委員で審議をすることを確認。

案件 3 の審議に入る前に担当課の生涯学習課の職員の入室について案内した。

～生涯学習課 課長、職員 1 名入室～

事業概要についての説明を事務局に求めた。

【担当課】

案件 3「自分史作成補助金交付事業」について評価シート及び配布資料に沿って事業概要、担当課の評価についてについて説明をした。

【会長】

引き続き財政部局による評価についての説明を事務局に求めた。

【事務局】

事業評価シートに沿って財政部局の評価について説明した。

【F委員】

今は、自分史というものは流行っておらず、私の先輩方の書かれた自分史を読んで見ても、自慢話がほとんどであった。補助を出すのなら、例えば成果をまとめて出版するようなものなら、対象にすべきである。

【E委員】

私も同様で、自分史はチャット GPT などを使えばすぐ教えてくれて、今は簡単に作ることができる。印刷もネットでやると簡単にできて、オンデマンドにすれば 1 冊 100 円程度でできる。そのやり方を教えてくれるということならばよいが、またそれらも YouTube などでも全部教えてくれるので必要ないかと思う。これは事業廃止ということでもいいのではないか。

【D委員】

自費で俳句集を出している方もいる。何か地域で昔から伝わっている歴史的なことを後世に伝えるとかいう事ではなく、あくまでも自分史であり、個人的なことには個人で支出したほうがよい。

【C委員】

廃止の方がいいと思う。この当時はそういう教育委員会の考えもあったと思うが、自分の歴史的なものを皆さんに知っていただくために公費を使うという時代ではない。例えば自分史を作成したい方に、図書館の司書からネットで出版する方法や作成する方法などのアドバイスをするのならともかく、実際作成や印刷に税金を使うのはもう時代遅れかなと思う。

【B委員】

これは 1990 年代に自分史づくりがブームになって、官民間問わず公民館講座や生涯学習講座などを開き、参加した方たちに対してその成果物を残すために市がそれを補助していたもので、いわゆる遺産のようなもので残っていたものだと思う。個人の豊かな人生に資するという点では評価できるが公の利益につながらず、あくまでも個人の趣味嗜好の域のものだと思う。

【A委員】

ほとんどみなさんが廃止という意見だと思うが、この中で担当課はこの事業を廃止ではなく減額し縮小ということで出されているが、実際は廃止してもいいと思ってみえるのではないかな。なかなか担当課から廃止とは言いつらい状況かと思うがいかがか。

【担当課】

生涯学習課では生涯学習としての様々な受け皿を置くべきと思っている。その中でこの自分史というのは 1 つのメニューかと考えていたが、当時、自分史の講座を私が担当をしており、運営などで携わらせていただいたところである。その時には一定の成果はあったと考えているが、その後自分史という言葉自体がなかなか聞かれなくなってきたこともあり、合併してからは数名の方が書かれた。それは過去に書かれた人がいることを知って、補助があるならやってみようかということで作成されたということを知っている。事業の廃止については、皆様のご判断によって我々もまた考えていきたい。

【J委員】

当初予算に計上せず要望があれば補正予算にも対応ということは、議会を通すのか。その時はどのように説明をするのか。20年間で合併後3件しかないのに、これが議会に出てくると、こういう方から申請があったので計上したいというような説明をされるのか。

【担当課】

補正予算の中に計上し、ご説明のあったような趣旨の説明をしていると聞いている。

【J委員】

個人が出す自分史に50万付けることに、議会では何か問題にはならなかったのか。

【担当課】

そのような質問があったということは聞いていない。

【H委員】

A委員にズバリ聞かれてしまったので特にいうことはない。利用するニーズがない、読まることがないということであれば自ずと結果は自然にたどり着くかと思う。

【G委員】

自分史なので本来だと自分の整理や、自己表現、また家族の方についてなど、市にとっては何か資源につながるかと思うが、その本来の目的にはつなげなかったのかと思う。

こういった動きのない事業は肅々と整理して、明日総合センターで実施されるビブリオバトルのような、生産性の高い事業を進めていただきたいと思います。

【会長】

他の意見がない事を確認。

～採決記入 ・ 事務局により評価用紙回収 ・ 会長副会長による集計～

今回は9名全員が6番の事業廃止である。

これ以上特に1つの意見にまとめるということはしないため、これが委員会の回答となる旨を確認。

【C委員】

もし事業を廃止としても、今まで書かれた自分史の本は図書館にはある程度残された方がいいと思う。

【会長】

蔵書としては大切にさせていただくことはお願いしたいですね。

本日予定していた3案件審議終了の旨、結果について確認。

次回の会議を令和7年2月7日（金）18時00分より開催することとした。

閉会

事務局
(担当課)

瑞穂市 総務部 財務情報課

TEL : 058-327-4131

FAX : 058-327-4103

e-mail : zaimu@city.mizuho.lg.jp

